

第 70 回

加古川市情報公開・個人情報保護審査会

(資 料)

【議題（2）関係】

- | | | |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 平成 30 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について | 1 |
|---|--------------------------------------|---|

【議題（3）関係】

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 2 | 河川ライブカメラの設置及び管理運用について（報告） | 6 |
|---|---------------------------------|---|

【議題（4）関係】

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 3 | オンライン画面による個人情報の目的内利用について | 7 |
|---|--------------------------------|---|

令和元年 6 月 14 日

加古川市総務部総務課

議題（２）

平成 30 年度 情報公開制度の運用状況

公文書の開示

(1) 開示請求件数及び処理状況

(単位：件数)

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不 開 示	取下げ	
5 0	9	3 5	5	1	0

【参 考】過去 5 年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
25	49	7	34	5	3	1
26	81	9	53	6	13	1
27	47	12	32	1	2	0
28	46	8	30	6	2	0
29	131	26	75	29	1	2

(2) 請求権者別請求状況

請 求 権 者 別 区 分	件数
市内に住所を有する者	4 4
市内の事務所又は事業所に勤務する者	0
市内の学校に在学する者	0
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	3
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	3
合 計	5 0

(3) 実施機関別請求状況

区 分	件数	内 訳
市長	43	秘書室2件、企画部3件、総務部1件、 協働推進部2件、産業経済部10件、環境部2件、 福祉部4件、建設部4件、都市計画部15件
教育委員会	5	教育総務部1件、教育指導部4件
選挙管理委員会	1	
公平委員会	0	
監査委員	0	
農業委員会	0	
固定資産評価審査委員会	0	
上下水道事業管理者	0	
消防長	0	
議会	1	
合 計	50	

(4) 主な請求内容

	請求内容	件数	内 訳
1	建設リサイクル法届出書	12	建築指導課（都市計画部）12件
2	後援等関係文書	6	産業振興課（産業経済部）5件 社会教育・スポーツ振興課（教育指導部）1件

(5) 不開示情報の適用状況

区 分	件 数	区 分	件 数
個人情報	31	意思形成過程情報	0
法人情報	31	任意提供情報	1
法令秘情報	0	事務事業執行情報	1
犯罪捜査等情報	0	文書不存在	5

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

平成 30 年度 個人情報保護制度の運用状況

1. 個人情報の目的以外の利用状況について

目的以外の利用件数（住民情報オンラインシステムを除く）

提供機関	利用機関	件数	提供機関	利用機関	件数
市長	市長	87	選挙管理委員会	市長	1
	教育委員会	5	農業委員会	市長	5
	選挙管理委員会	3		教育委員会	1
	農業委員会	2		上下水道事業管理者	1
	上下水道事業管理者	7	上下水道事業管理者	市長	13
	消防長	11	消防長	市長	5
教育委員会	市長	7	議会	市長	1
	教育委員会	2	合 計		151

※ 利用機関が同一目的で個人情報の提供を受ける場合は、複数回行っても1件として計上しています。

住民情報オンラインシステムの結合状況

提供機関	利用機関	のべ結合画面
市長	市長	161
	教育委員会	5
	上下水道事業管理者	8
	選挙管理委員会	2
	農業委員会	2
合 計		178

2. 個人情報の外部提供の状況

実施機関	件数	内 訳
市長	902	秘書室1件、総務部11件、税務部55件、市民部64件、協働推進部674件、産業経済部3件、環境部1件、福祉部77件、こども部8件、建設部2件、都市計画部6件
教育委員会	5	
農業委員会	4	
上下水道事業管理者	57	
消防長	15	
合 計	983	

※ 同一目的で同じ相手に提供した場合は1件として計上しており、本人に提供、又は本人の同意がある場合は、計上していません。

3. 保有個人情報の開示

(1) 開示請求件数及び処理状況

(単位：件数)

請求件数	処 理 状 況				審査請求 件 数
	開 示	部分開示	不開示	取 下 げ	
51	19	31	1	0	0

【参 考】過去5年間の開示請求に対する処理状況

年度	請求件数	開示	部分開示	不開示	取下げ	審査請求
25	33	13	18	2	0	0
26	44	15	26	1	2	0
27	39	14	25	0	0	0
28	36	20	16	0	0	0
29	43	24	18	1	0	0

(2) 実施機関別開示請求状況

区 分	件数	内 訳
市長	47	総務部1件、市民部27件、協働推進部2件、 環境部2件、福祉部7件、こども部8件
教育委員会	1	教育指導部1件
選挙管理委員会	0	
公平委員会	0	
監査委員	0	
農業委員会	0	
固定資産評価審査委員会	0	
上下水道事業管理者	0	
消防長	3	
議会	0	
合 計	51	

(3) 主な請求内容

	請求内容	件数	所 管 課
1	住民票等交付申請書	26	市民課（市民部）26件
2	介護保険認定関係書	5	介護保険課（福祉部）5件
	女性相談記録	5	家庭支援課（こども部）5件

(4) 不開示情報の適用状況

区 分	件 数	区 分	件 数
第三者個人情報	26	意思形成過程情報	0
法人情報	20	任意提供情報	1
法令秘情報	0	事務事業執行情報	1
犯罪捜査等情報	0	文書不存在	2
		存否不回答	1

※ 複数の不開示理由となる公文書があるため、請求件数と一致しません。

4. 保有個人情報の訂正請求の状況

平成30年度において、請求はありません。

5. 保有個人情報の利用停止請求の状況

平成30年度において、請求はありません。

議題（３）

河川ライブカメラの設置及び管理運用について（案）

■目的、用途

準用河川養田川及び泊川等の水防重要箇所には河川ライブカメラ・水位センサーを設置し、リアルタイムの画像、水位等の情報を取得します。その情報により、避難勧告等の発令判断や本市職員が水門等の適切な操作判断材料とします。

また、「かこがわアプリ」の河川情報やホームページで発信することで、流域住民の主体的な避難の促進を図ります。

■設置スケジュール

６月から９月に整備し、１０月から運用開始予定です。

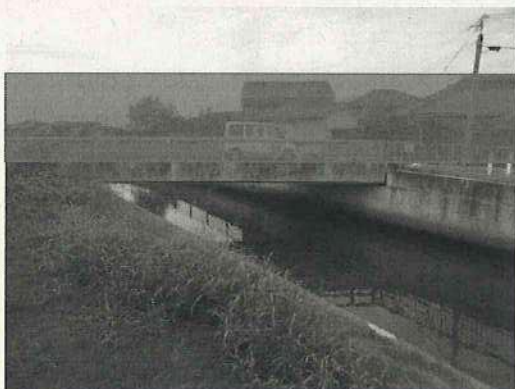
■データの管理

情報政策課所管のデータプラットフォームに１枚／分の画像を２週間保存します。カメラ画像に個人家屋等が映り込む場合はマスキング処理やズームアップをするなどで、加古川市個人情報保護条例の規定に基づき運用していきます。

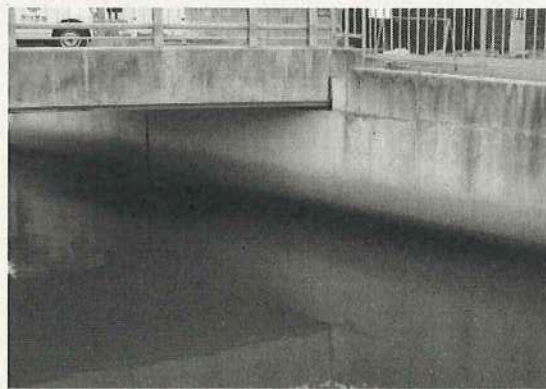
■データの情報公開

市管理河川（養田川、泊川）の画像については、マスキング処理などをした１枚／分の画像を「かこがわアプリ」の河川情報やホームページで市民公開します。

■画像案



画像マスキング対応案



ズームアップ対応案

議題（４）

オンライン画面による個人情報の目的内利用等について

利 用 課 名	幼児保育課	学務課
提 供 課 名	市民課・市民税課	市民課・市民税課
利用する業務内容	子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）及び低所得世帯等の子どもの副食費免除に係る認定事務	
利 用 目 的	子育てのための施設等利用給付及び低所得世帯等の子どもの副食費助成に係る対象者（対象世帯）の確認	
利用する画面、個人情報及び利用の必要性	【利用する画面、個人情報】 ①園児及び世帯員の氏名、フリガナ、生年月日、性別、住所、住定年月日、転出先住所、転出年月日 ②児童及び世帯員の所得情報 【利用の必要性】 無償化の対象となる園児の確認に使用 ① 市内居住者であること ② 0～2歳児は住民税非課税世帯であること（幼児保育課のみ） ③ 副食費助成の対象となる年収360万円未満相当の世帯の確認	
オンライン画面利用の必要性	対象園児： 《子育てのための施設等利用給付》認可外保育施設に在籍する子ども約750人 《副食費助成》認可保育施設に在籍する子ども約7,000人	対象園児： 幼稚園（新制度未移行）に在籍する子ども約500人
目的内利用等の根拠	市内居住確認業務は、住民の利便性及び行政の合理化に資することを目的として住民基本台帳を利用するものであるため、目的以外の利用に該当しない。また、所得情報確認業務は、申請時に本人同意を得るため目的外利用の制限の原則の例外となる。 ※番号法に規定される方針（時期は未定）	
利用開始予定日	令和元年10月1日	
備 考	・ 幼保無償化改正案については、5月10日に成立済。 ・ 利用者からの申請において氏名、住所等の個人情報を収集するとともに、審査及び課税状況の確認にあたり、官公署に対し審査に必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることについて同意を得る予定。 参考資料 【別紙1】 子ども・子育て支援新制度の概要 【別紙2】 幼児教育・保育の無償化について 【別紙3】（幼児保育課） 幼児教育の無償化に関する実務フロー 【別紙4】（学務課） 幼児教育の無償化に関する実務フロー 【別紙5】 副食費の免除対象者の考え方	

子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援 (第1条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子ども・子育て支援給付 (第8条)

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園
3～5歳

保育所型

地方
裁量型

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立・大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て
支援事業 (第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付
を行う事業
(幼稚園<未移行>における
低所得者世帯等の子ども
の食料費(副食費)に対す
る助成(第59条第3号ロ))
・多様な事業者の参入促進、
能力活用事業

仕事・子育て両立支
援事業 (第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育
事業
→事業所内保育を主
軸とした企業主導型
の多様な就労形態
に対応した保育
サービスの拡大を
支援(整備費、運営
費の助成)

・企業主導型ベビー
シッター利用者支
援事業

→繁忙期の残業や
夜勤等の多様な働
き方をしている労働
者が、低廉な価格
でベビーシッター派
遣サービスを利用
できるよう支援

市町村主体

国主体

幼児教育・保育の無償化について

1 幼児教育・保育の無償化について

少子高齢化に正面から取り組むため、2019年10月に予定される消費税率の引き上げによる財源を活用し、全ての3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳児を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化。

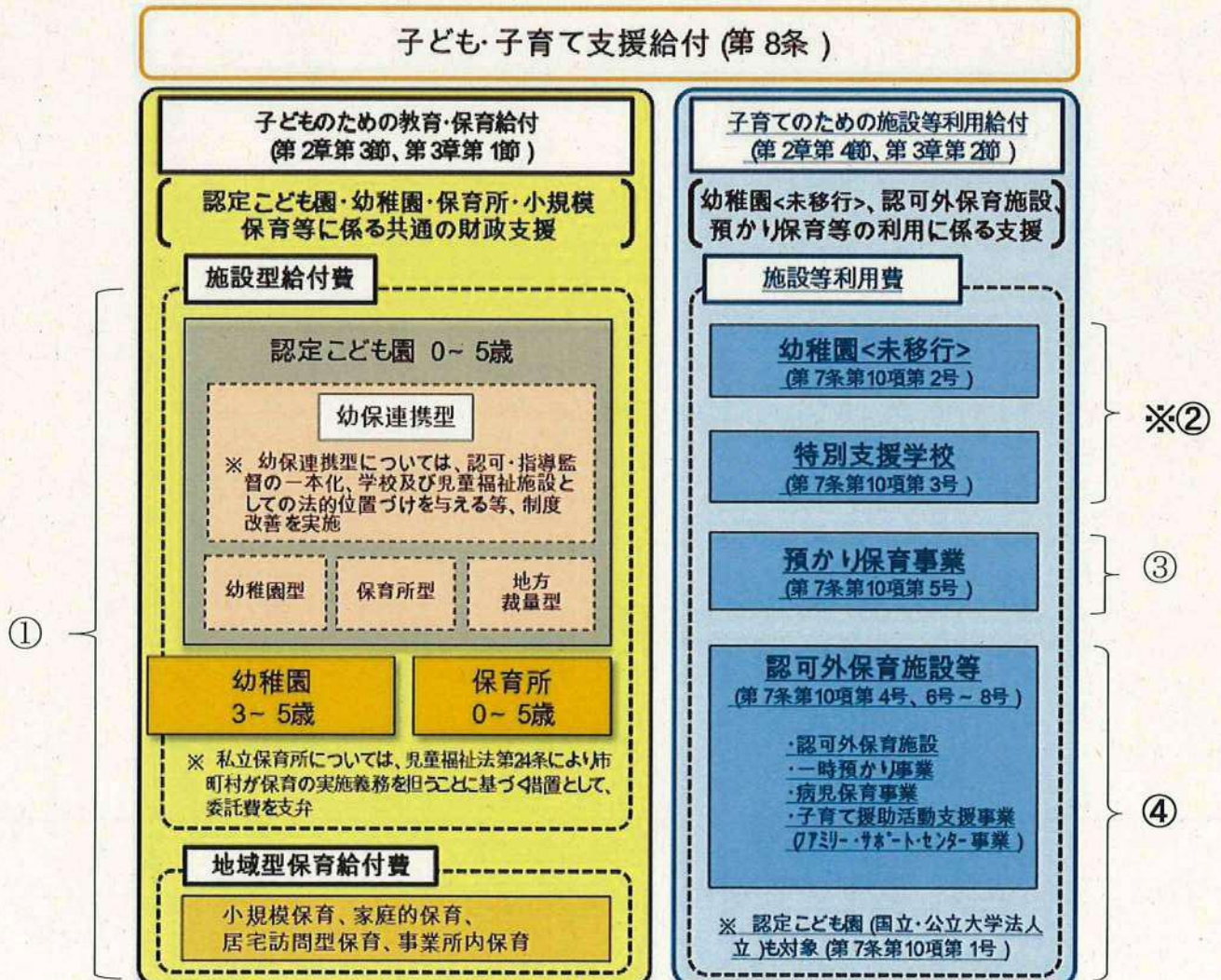
(主な対象サービスと無償化の内容)

区分	無償化の内容	所管課
幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園	無償	幼児保育課 ①
幼稚園(未移行)	月額2.57万円を上限に無償(注1)	学務課 ②
幼稚園の預かり保育	月額1.13万円を上限に無償	幼児保育課 ③
認可外保育施設	保育の必要性がある児童に限り月額3.7万円を上限に無償(0～2歳児は月額4.2万円を上限)	幼児保育課 ④

(注1) 国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立特別支援学校幼稚園は0.04万円。

2 子ども・子育て支援新制度の給付等の幼児教育・保育の無償化について

従来からの「子どものための教育・保育給付」に加え、無償化の対象となる新制度への未移行幼稚園、認可外保育施設等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設される。



※②特別支援学校(兵庫県・神戸市・加古川市)は従前より無料となっているため、現時点で該当者はなし。

「子育てのための施設等利用給付」の創設

○対象施設

新制度に未移行の幼稚園、特別支援学校の幼稚園部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病時保育事業、子育て援助活動支援事業であった、市町村の確認を受けたもの。

○支給要件

以下のいずれかに該当する子どもであった市町村の認定を受けたもの

- ・ 3～5歳まで（小学校就学前）の子ども
- ・ 0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもで、保育の必要性がある子ども

3 無償化実施に伴う新たな事務

(1) 確認

市町において無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う、

(2) 認定

「子育てのための施設等利用給付」において、利用者の申請に基づき、無償化給付の対象となることを認定。

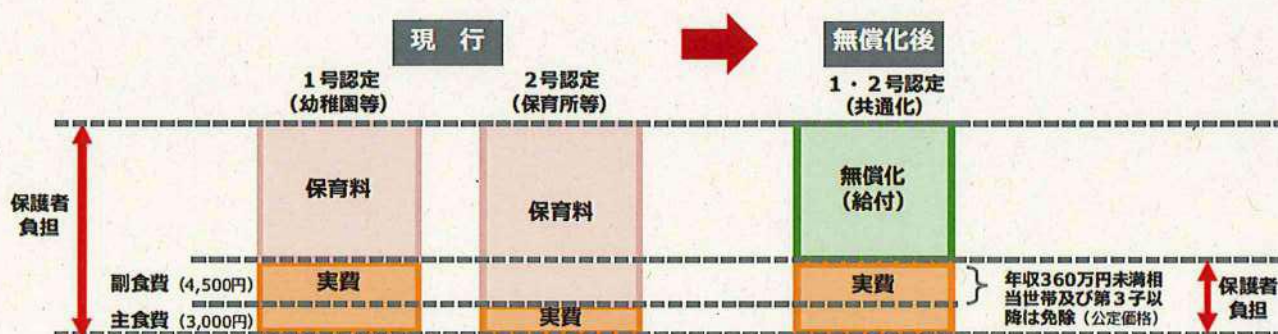
(3) 給付

利用者の申請に基づき、無償化給付を実施。市町の実情に応じ、現物給付と償還払いを選択。施設が代理受領する場合、施設に給付。

4 食材料費の取扱い

(1) 食材料費の実費徴収

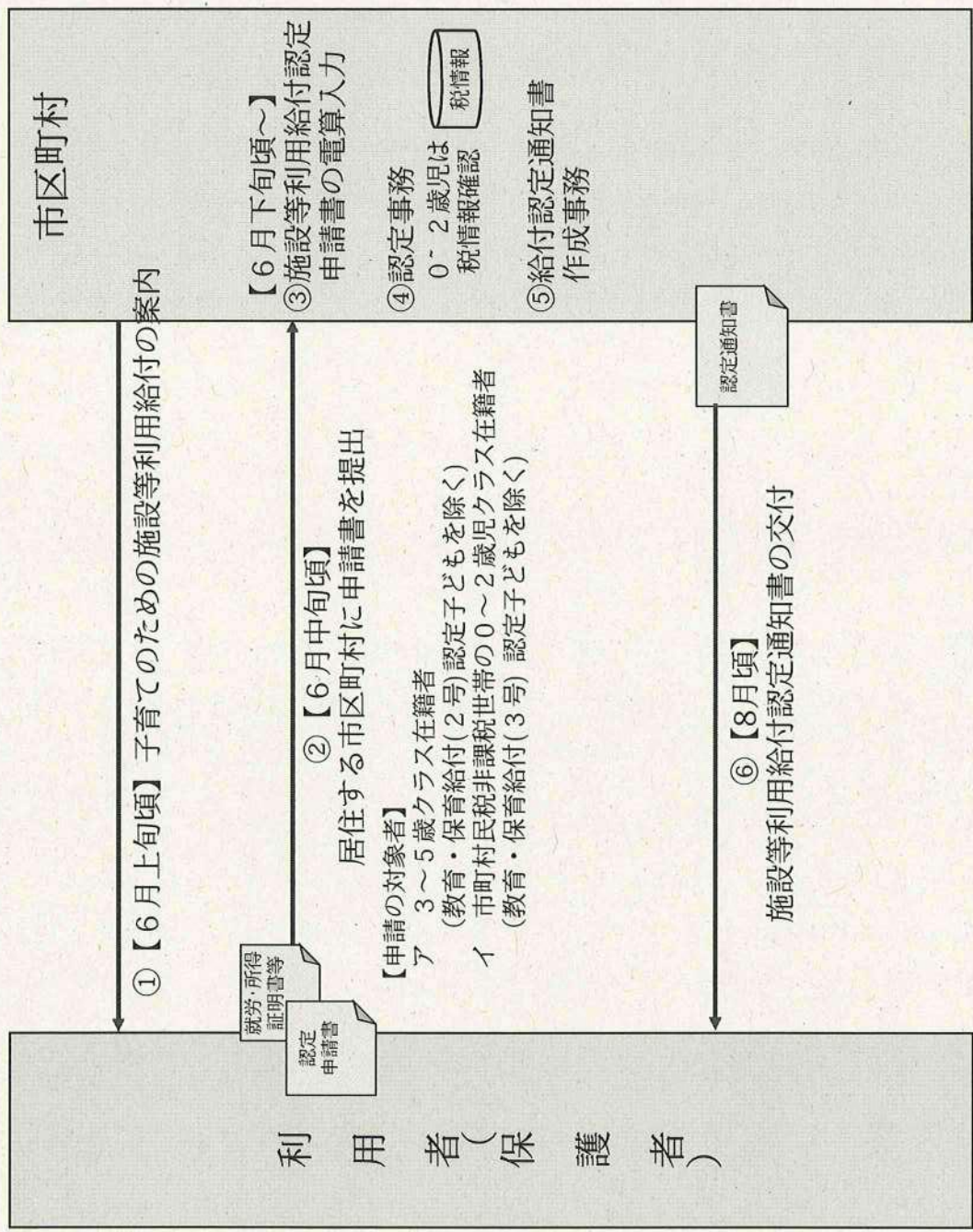
食材料費（給食費）の取扱いについては、これまでも基本的に実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、従来の整理どおり保護者負担が原則となる。



- ・ 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設の徴収（現在の主食費と同様）とする。
- ・ 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- ・ 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

(2) 給食費の免除対象の範囲の拡大

- ・ 生活保護世帯やひとり親世帯については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続（現物給付）。
- ・ 副食費の免除対象を拡大し、年収360万円未満相当の世帯すべての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、1号・2号認定子どもの副食費相当額を公定価格において加算化。



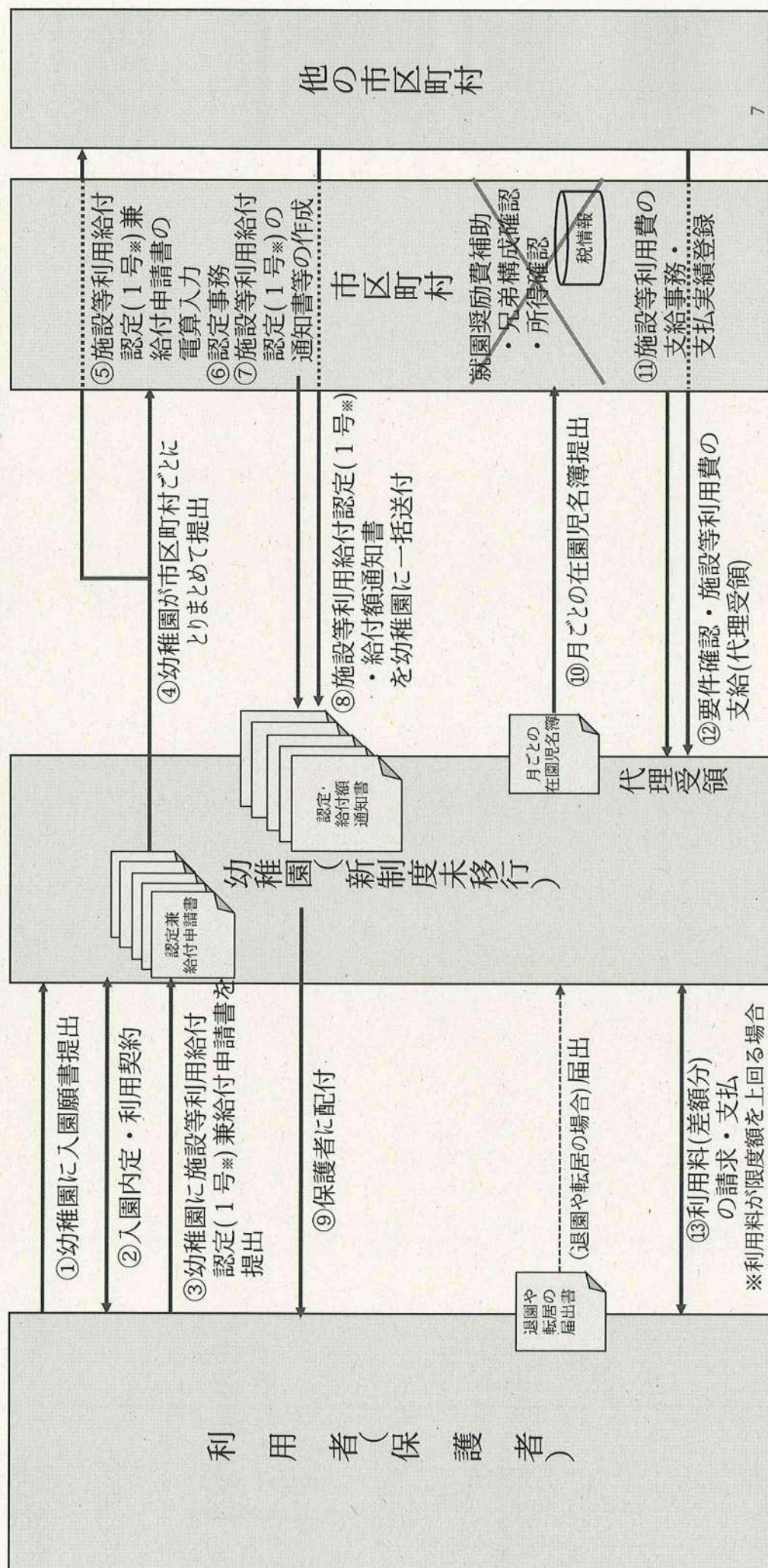
※図中に示す時期については、2019年春頃に、幼児教育の無償化に関する法令が整った場合のものであることに注意

(2) - II 幼稚園(新制度未移行※)に在籍する子どもの利用料(代理受領)

国作成資料

※ 国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園を含む。

※ 施設等利用給付認定は、預かり保育事業を組み合わせて利用する場合、3～5歳は施設等利用給付認定(2号)となり、満3歳に達する日から以後最初の3月31日までの間にある子どもは施設等利用給付認定(3号)となる。



②副食費の免除対象者の考え方（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号関係）

【基本的な考え方】

- ◆各施設は、運営に関する基準第13条第4項第3号に基づき、以下の場合を除き、認定保護者から受領することができる。
 - ・ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者（低所得世帯及び第3子以降）の副食費
 - ・ 3号認定子どもの給食費
 - ◆ 1号・2号認定子どもの徴収免除対象者の副食費は、加算（10月から創設）により公費負担する（（4）を参照）。
- 【徴収免除対象者について】
- ◆ 10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおりである。
 - ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
 - ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第8子以降
	その他	第1子	第2子 第8子以降
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第8子以降
		第1子	第2子 第8子以降
	その他	第1子	第2子 第8子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第2子 第8子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第2子 第8子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第2子 第3子以降
	その他	第1子	第2子 第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第2子 第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第2子 第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第2子 第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第2子 第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第2子 第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲